

行政事業レビューシート (厚生労働省)						
予算事業名	過誤納保険料の払戻し等に必要な経費		事業開始年度	昭和22年度		作成責任者
担当部局庁	保険局		担当課室	保険課		吉田 学
会計区分	年金特別会計健康勘定		上位政策	過誤納保険料の払戻し等に必要な経費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	健康保険法第155条、第156条、第160条、第161条 船員保険法第114条、第116条、第120条、第121条、第122条、第123条、第125条、第126条		関係する計画、通知等	-		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	健康保険事業及び船員保険事業に要する費用に充てるために徴収する保険料については、納付義務者に適切な負担を求める。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国において徴収した保険料について、被保険者資格あるいは被保険者の標準報酬月額等に関する手続きが遡及して行われた場合等に、結果として徴収すべき保険料の過不足が生じることがある。納付義務者ごとに適切な保険料負担を求める観点から、徴収不足が生じた場合には、あらためて納入の告知を行い、また、過徴収が生じた場合には、納付義務者へ保険料の還付を行う。					
実施状況	平成20年度における支払実績 3,126百万円 平成21年度における支払実績 1,152百万円					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)		4,016	2,690	2,095	1,795
	執行額		3,126	1,152		
	執行率		77.8%	42.8%		
	総事業費(執行ベース)		3,126	1,152		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	当該支出は、過徴収となった保険料を納付義務者への還付に充てるものである。				
	見直しの余地	健康勘定における賠償償還及払戻金については、被保険者資格及び標準報酬月額の遡及手続き(及び事務処理)や手続きの誤りにより発生するケースがほとんどである。これについては、保険者である全国健康保険協会及び適用徴収事務を行う日本年金機構ともに常日頃より気をつけているところであり、引き続き、事業主等届出者に対する適切な届出の啓発、機構における適切な事務処理を心がける。				
予算監視の所見率化	健康保険法及び船員保険法に基づく事業であり、引き続き事業内容及び予算規模を維持すべき。					
補記						

厚生労働省

(過徴収が生じた保険料等について、納付義務者に保険料等の還付を行う)

↓  
1,152百万円(平成21年度3次決算)

A 事業主等

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

A.事業主等			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
賠償償還及 払戻金	過誤納保険料の払戻し等	1,152			
計		1,152	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の  
 金額が支出されている者につ  
 いて記載する。使途と費目の  
 双方で実情が分かるように  
 記載)